

新型コロナウイルス感染症・インフルエンザの 罹患から再登校（園）までの流れ

(R 6. 4. 1 改訂)

伊東市教育委員会

1 症状の発症！ 医療機関の受診

医療機関を受診してください。

新型コロナウイルス感染症又はインフルエンザと診断された場合、医療機関が発行する証明書等は不要です。

※ 「新型コロナウイルス・インフルエンザ経過報告書（様式1）」を**保護者に記入**して提出していただきます。詳細は下記3をご覧ください。）

2 学校（園）に受診結果を電話で報告

学校（園）に受診結果を電話で報告してください。

その際、登校（園）基準にしたがい、再登校（園）について説明をさせていただきます。

病名	季節性インフルエンザ	新型コロナウイルス感染症	
		症状あり	無症状
出席停止期間	発症した後5日を経過し、かつ、 解熱した後2日（幼児にあっては、3日） を経過するまで。	発症した後5日を経過し、かつ、 症状が軽快した後1日 を経過するまで。	
（具体的な状況）	発症した日を0日として、そこから 5日間（計6日間） は登校（園）できません。 また、 平熱となった日を解熱0日目とし、平熱で過ごせる日を2日間（幼児にあっては3日間（※）） 経過する必要があります。 ※保育園における乳児も3日間。	発症した日を0日として、そこから 5日間（計6日間） は登校（園）できません。 ※症状軽快とは、 解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること を指し、 症状が軽快した日を0日として1日 を経過する必要があります。	検体を採取した日から5日 を経過するまで。

3 自宅にて発熱等の症状の経過記録、登校（園）基準になるまで自宅安静

自宅では、発症日からの午前、午後の体温を測定し、「新型コロナウイルス・インフルエンザ経過報告書（様式1）」を**保護者に記入**していただきます。新型コロナウイルスの場合は、解熱剤使用と呼吸器の症状についても記入してください。

*発症日とは … 熱が出はじめた日や熱がなくても諸症状が出はじめた日です。

*呼吸器症状とは … のどの痛み、せき等の症状を指します。

4 必要期間休んだ後、「新型コロナウイルス・インフルエンザ経過報告書（様式1）」をもって登校（園）

***登校（園）許可を得るために医療機関を再受診する必要はありません。**